

地域共生社会の実現にむけて

【2026/7/16 第1回ろうきょうオンラインセミナー】

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域共生社会推進室

支援推進官 野川 すみれ

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。



地域共生社会の実現を目指すために

社会構造の変化、支援ニーズの複雑化・複合化には、従来型の社会保障だけでは対応できない

これまでの制度、分野の壁を超えていくことが必要

✓ 「縦割り」という関係を**超える**

- ・ 制度の狭間の問題に対応
- ・ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・ 1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

✓ 「支え手」「受け手」という関係を**超える**

- ・ 一方向から双方向の関係性へ
- ・ 支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

✓ 「世代や分野」を**超える**

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業 etc...)

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

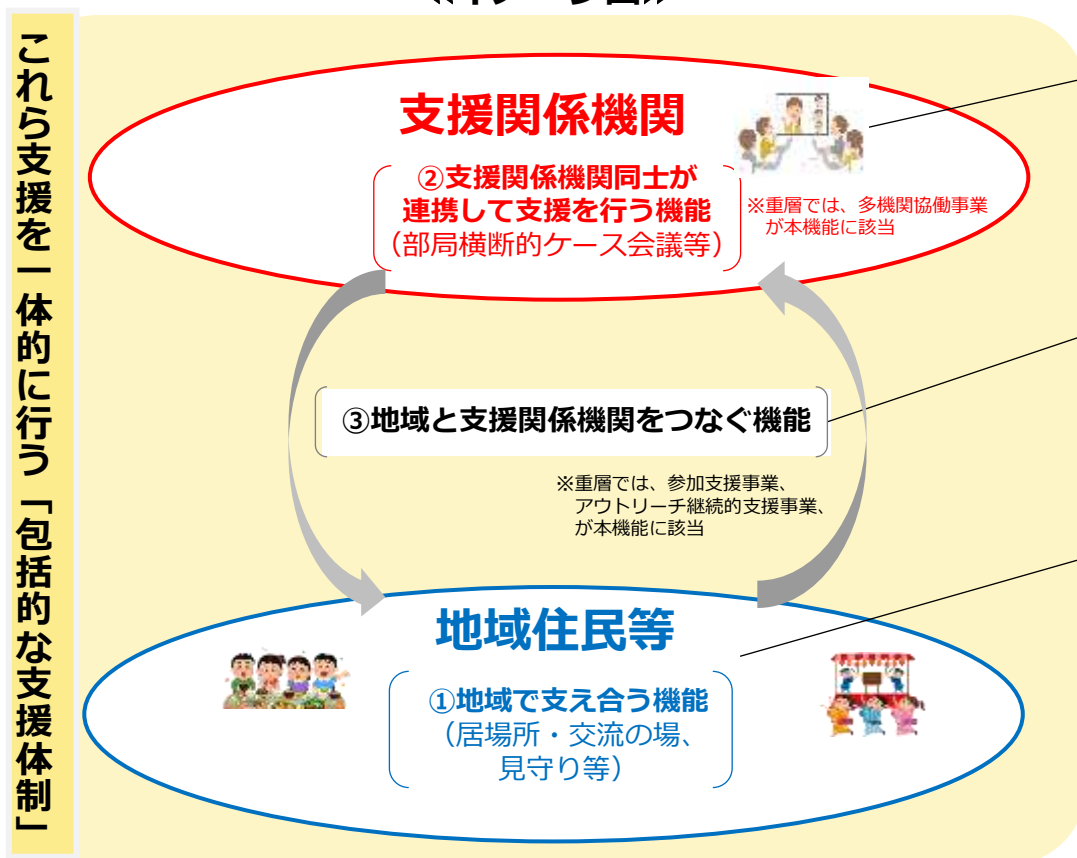
(任意事業：全国473箇所(R7予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
市町村は、地域の实情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

＜＜イメージ図＞＞



＜＜現行条文との関係＞＞

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

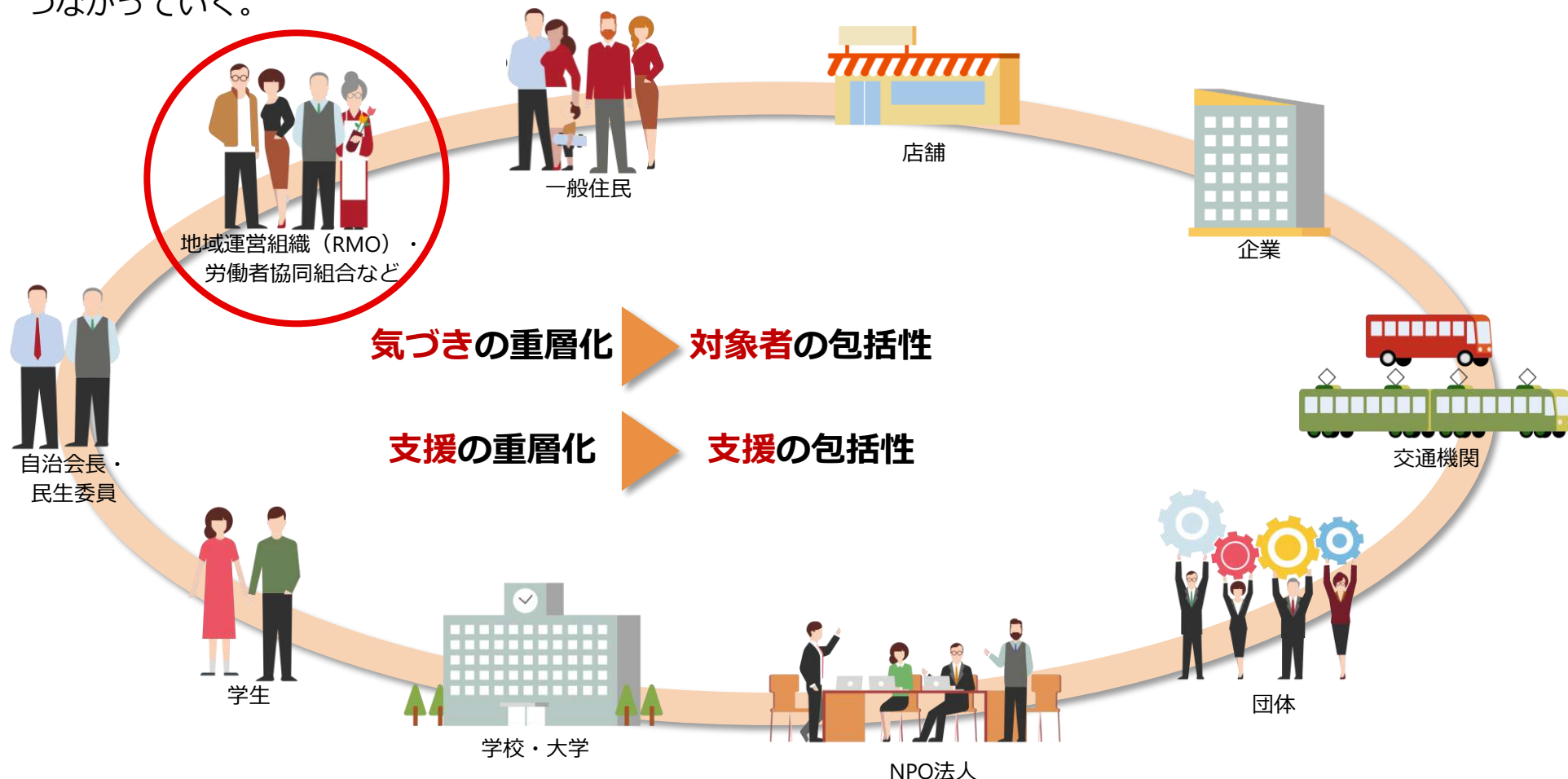
(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

「地域住民“等”」には、何が含まれるのか？

「地域住民等」には、地域に居住する住民のほか、住民主体の組織、地域に所在する教育機関、地域で事業や活動を行う企業、店舗、NPO、団体など、**地域のあらゆる人・団体・組織・事業者等**が含まれる。多様な主体が包括的な支援体制に参画することで、気づきも支援も重層化され、それが対象者の包括性、支援の包括性につながっていく。



地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業（イメージの補足）

事業の目的

- 地域住民主体の活動を促進・強化し、地域生活課題を抱える地域住民を、地域の中で必要な支援に早期につなぐことができるようにする。
⇒ 包括的な支援体制の整備の図（右）における、③の「つなぐ機能」と、その「つなぐ機能」と連動した、①の「地域で支え合う機能」を充足させるもの。
＝ 単に①の個別の居場所づくりや地域住民の交流の場づくりを行う趣旨の事業ではない。
（１）地域住民主体の実践を市町村内で広く普及・促進し、多様な地域の支え合いの環境を整備するとともに、
（２）地域が支援関係機関に、支援関係機関が地域に、地域生活課題を抱える住民をつなぐ体制づくりが重要。
- 上記機能の充足を、福祉以外の幅広い他分野との連携協働により達成する。
⇒ 地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織（ＲＭＯ）、指定地域共同活動団体等との協働が前提。

※ 本事業の内容を実施することができる地域住民が主体となった団体等が 既にある市町村での実施を想定。



事業内容詳細

- 本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら、以下の①～④は必須、⑤は必要に応じて行うこととする。

①	既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論	②・③の前提となる現状把握・議論を、地域住民や地域住民が主体となった団体とともに行う。
②	地域住民との協議・実践	地域住民と対話しながら、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その結果を踏まえ、実践する。
③	検証・見直し	実践状況や、住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、「つなぐ機能」、それと連動した「地域で支え合う機能」を備える体制構築状況等を検証。
④	地域連携・協働支援員の配置	①～③の取組を効果的かつ円滑に実施するため、専任で１名配置。 (地域振興を主たる業務とする者（地域おこし協力隊、集落支援員等）との兼務は可。)
⑤	地域活動団体等支援活動費の支給	地域住民個人や地域住民を主体とする団体が②の実践を行う場合、当該個人等に費用を支給。